

2025年3月28日
大東建託株式会社

「マルチステークホルダー方針」更新のお知らせ

大東建託株式会社は、2023年4月27日に「マルチステークホルダー方針」を策定し公表しましたが、新様式に併せて内容を一部変更しました。当社は、「パートナーシップ構築宣言」を基に、取引先との信頼関係構築とサプライチェーン全体での共存共栄を目指すと共に、経営理念に基づき、従業員や取引先を含む多様なステークホルダーとの協働を進め、収益を適切に分配し、持続的な発展に寄与していきます。

以上

■ 更新後の大東建託「マルチステークホルダー方針」

1. 従業員への還元

当社は、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、自社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて全社一丸となって生み出した利益を役職問わず分配するとともに、教育訓練等については従業員エンゲージメント向上に向けた各種研修、社内コミュニケーションの活性化に加え、従業員の能力開発として階層毎に体系化した研修実施の強化に取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

» パートナーシップ構築宣言の URL

<https://www.biz-partnership.jp/declaration/72059-04-00-tokyo.pdf>

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。